記載例

両立支援等助成金(育児休業等支援コース(育休取得時))支給申請書

両立支援等助成金(育児休業等支援コース(育休取得時))の支給を受けたいので、次のとおり申請します。 なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

		2025	年	10	月	1						-	000-0000								
		東京				申請事業主 所在					也	東京都〇〇区〇〇町1-2-3					-3				
		木亦		労億	動局長	殿					名称		株式	会社	両	立商	事				
	人事労務管理の機能を有する部署 業所(本社等)の所在地を管轄する。			る労働 でる労働	署が属する事 氏名						代表取締役 両立 太郎										
	請してください。					代理人又は					〒000−0000										
					事務代理者・提出代 所在: 行者の場合は以下						地 東京都〇〇区〇〇町1-2-3										
							から選択してください。 名称					◇川社会保険労務士事務所									
							「代理人・事務代理者・〕氏名					社会保険労務士 ◇川 ◇郎									
							【 提出代行者 】 。 					8先 03-0000-000 この申請書の内容について問合せに対応できる社内の方を記載してください。						対応			
	ı							日本標準産業分類に基づ	うき記え	へしてくださ	EC, EAL S						7117903	, , , , , _, , , ,	東 (して、	/_CO.	
1	①雇	星用保険 通	適用事	業所都	号		1234-567890-1			②労働休み			12345-678910			910					
申	3 申 常	請月の被告					45				Eたる業種 ^{標準産業分類の中分類を}			分類番号:58 → 分類項目名:飲食料品小売							
申請事業主	5 資	資本の額	きしくは	出資	の総額			4,000	万円	円⑥記載担当者		所	属/役	職	総務部	人事	課長	氏名	/	△田 ∠	〉美
主	⑥ 試 (続:	記載担当を		連絡電話			03-	-0000-1111		連絡先メ アドレス(f				1	ryour	itu-	siyou	ı@mm	m.go.jı	<u>o</u>	
	No		①事美	業所名	3			②所在地	-					(;	3雇月	月保[険適月	用事業	所番]	
	1	1 ちよだ支店					東京都〇〇区〇〇に関成金の支給後、労働局実施することがあります。					品からアンケートを メールで対応可 1234-567890-1									
	2 みなと支店						東京都△△区△△にださい(任意)。					レスを記載してく //									
2	3	3 はるみ支店					東京都××区××町1-2-5					"									
本	4																				
本社等を除	5												雇を	用保険入れる	が 適用乳 が、入	事業所 力を行	「番号が 当略して	が同じ <i>の</i> てもかま)場合は いません	「〃」の言 ん。	己号
(6																				
· 事 業 所	7																				
"	8																				
	9																				
	10																				
													上記20 :社等以						はい		いいえ
X	労働局	処理欄(こは記	入し	ないで	くださ	:l\ _o				L		12 3 7	.,,,,,,,	3.514771	10.0.					
	決 裁 欄 等																				
	局長	部	(室)長	<u>.</u>						担当	-	受 —	理	年 	<u>月</u>	日			年	月_	
※労働局											-	受 —— 起	理 		∯ 	号口	第		<u></u>		号
働局											F		案 不支持		月 定年』	日月日			年 <u>——</u> 年	<u>月</u> 月	<u></u> 日
処理											-	入 ₍₁₎ 決	定		<u>~</u> — / 香	号	 第		Г	/1	<u>_</u> 号
処理欄											F				 定	額					円
												通知	書多	*送	年月	日			年	月	日
	 備考																				

【育】様式第1号(注意事項)

(提出上の注意)

- 1 この支給申請書は、【育】様式第1号②、【育】様式第2号及び【育】様式第3号の様式とともに(育児休業等に関する情報公表加算を申請する場合は【育】 様式第5号も添付して)、育児休業等支援コース支給要領0402aに記載された支給申請期間内に必要書類を添えて、人事労務管理の機能を事業所(以下 「本社等」という。)の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部(室)(以下「労働局」という。)に提出してください。
- 2 この申請書を提出するためには、支給要領0402aイからリに記載する全ての書類の写し及び支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)が添付されていることが必要です。なお、すでに当該申請を行ったことがある事業主で、提出書類の内容に変更がない場合は、【育】様式第6号に提出を省略する書類を明示することで、当該申請書類について再度の提出は必要ありません。また、リについては、次世代育成支援対策推進法第15条の2に基づく認定(プラチナくるみん認定)を受けた事業主は提出不要です。

(記入上の注意)

- 1 「申請事業主」欄は、本社等について記載してください。
- 2 申請者が代理人の場合は、本助成金の支給に係る「申請事業主」欄に事業主の所在地、名称及び氏名を記載し、「代理人又は事務代理者・提出代行者」 欄に代理人の所在地、名称及び氏名を記載してください。

申請者が社会保険労務士法施行規則(昭和43年厚生省・労働省令第1号)第16条第2項に規定する提出代行者または同施行規則第16条の3に規定する事務代理者の場合は、「申請事業主」欄に事業主の所在地、名称及び氏名を記載し、「代理人又は事務代理者・提出代行者」欄に事務代理者・提出代行者の所在地、名称及び氏名を記載してください。

申請者が代理人、提出代行者又は事務代理者以外の場合は、本助成金の支給に係る「事業主」欄に事業主の所在地、名称及び氏名を記入してください。

- 3 1③欄は、支給申請を行う日の属する月の初日において、申請事業主の企業全体で常時雇用している労働者(2か月を超えて雇用される者であり、かつ、週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者と概ね同等である者)の数を記入してください。
- 4 1④欄は、日本標準産業分類に従った主な業種(中分類)を記入してください。
- 5 1⑤欄は、いわゆる払込み済資本額を記入してください。
- 6 中小企業事業主のみ対象となります。なお、中小企業の範囲は下表のとおりです。

小売業(飲食業を含む)	資本額又は出資額が	5,000万円以下、	または常時雇用	用する労働者の数が	50人以下
サービス業	<i>II</i>	5,000万円以下、	または	<i>II</i>	100人以下
卸売業	<i>II</i>	1億円以下、	または	<i>II</i>	100人以下
その他	<i>II</i>	3億円以下、	または	<i>II</i>	300人以下

7 1⑥欄については、この申請書の作成担当者を記入してください。労働局から、記載内容等当該申請に係る問合せを電話等で行うことがありますので、詳細を承知している方を記入してください。

また、助成金の支給後、労働局からアンケートを実施することがあります。その際、メールで対応可能な場合は、連絡先メールアドレスを記載してください (任意)。

8 「※労働局処理欄」には記入しないでください。

(その他の注意事項)

1 事業主が次のいずれかの要件に該当する場合は、本助成金は支給されません。

イ助成金の支給に係る事業所において、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとすること(以下、「不正受給」という。)により、支給申請日又は支給決定日の時点で、5年間の不支給措置がとられている事業主等

ロ 助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。)第2条第4項に規定する「保険年度」をいう。以下同じ。)の労働保険料(同法第41条により徴収する権利が消滅しているものを除く。以下同じ。)を納付していない事業主等(支給申請日の翌日から起算して2か月以内に当該労働保険料を納付した事業主又は納付の猶予期間内に支給申請を行う事業主であって猶予期間の終了日の翌日から2か月以内に当該労働保険料を納付した事業主を除く。)

ハ 助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反(船員に適用される労働関係法令違反を含む。)を行った事業主等

二 助成金の支給に係る事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定する接待飲食等営業(同条第1項第1号に該当するものに限る。以下同じ。)、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業(接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと(当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。)を内容とする営業に限る。)を行っている事業主等

ただし、同条第4項に規定する接待飲食等営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業(接待飲食等営業)を行っている事業主等であって雇用調整助成金の支給を受けようとする場合や、接待飲食等営業であって許可を得ているのみで接待営業が行われていない場合又は接待営業の規模が事業全体の一部である場合を除く。

ホ 暴力団関係事業主等(以下の(イ)又は(ロ)に該当する者をいう。)

(イ)暴力団が実質的に経営を支配する事業主等

事業主等又は事業主等の役員等(事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(ロ) 暴力団が実質的に経営を支配する事業主等に準ずる事業主等

a 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている事業主等

b 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業主等

c 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている事業主等

d 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業主等

へ事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体 等に属しているとき。

ト支給申請日又は支給決定日の時点で倒産(雇保則第35条第1号に規定する倒産をいう。)している事業主等(再生手続開始の申立て(民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。)又は更生手続開始の申立て(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。)を行った事業主であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。)

チ 助成金の不正受給が発覚した場合に行われる事業主名等の公表及び助成金の返還等について、承諾していない事業主等

リ「支給要件確認申立書」(共通要領様式第1号)の別紙「役員等一覧」又は別紙「役員等一覧」と同内容の記載がある書類を提出していない事業主等

ヌ「雇用関係助成金支給要領」に従うことについて、承諾していない事業主等

ル 不正受給に関与したことにより、「雇用関係助成金共通要領」0902に定める助成金の不受理措置が取られている社会保険労務士又は代理人が当該不受 理期間中に申請を行った事業主等

ヲ 支給申請書等に事実と異なる記載又は証明(軽微な誤り(労働局長が認めた場合に限る。)は除く。)を行った事業主等

- 2 労働局長が、助成金の支給に関して必要があると認めるときは、調査又は報告を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。なお、調査又は報告の際に求められた書類等を提示又は提出できない場合や調査又は報告を正当な理由なく拒否する場合は、助成金の支給を行いません。
- 3 助成金の支給申請に当たって労働局に提出した書類等については、当該支給申請に係る支給決定日の翌日から起算して5年間保管してください。
- 4 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の返還に加え、当該返還額の2割に相当する額を含め、返還していただきます。また、社会保険労務士又は代理人等が不正受給に関与していた場合(偽りその他不正行為の指示やその事実を知りながら黙認していた場合も含む。)は社会保険労務士又は代理人等に対しても助成金の返還及び返還額の2割に相当する額を返還していただきます。返還に関しては、受給した日の翌日から返還を終了する日までの期間に対し、年3分(支給申請が行われた日が令和2年3月31日以前の場合は年5分)の利息を付します。
- 5 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受け、又は受けようとした事業主については、不支給とした日又は支給を取消した日から5年間、雇用保険 法に基づく助成金等の申請ができなくなります。なお、支給を取消した日から5年を経過しても、不正受給に係る請求金が納付されていない場合は、納付日 まで不支給措置期間を延長します。(社会保険労務士又は代理人が不正受給に関与していた場合は、納付日まで社会保険労務士が行う提出代行、事務 代理に基づく申請又は代理人が行う申請を受理しない。)
- 6 代理人が申請する場合にあっては、委任状(原本に限る。)を添付してください。
- 7 助成金の受給に当たっては各種要件がありますので、支給要領やパンフレットをご覧いただき、不明な点は本支給申請前に労働局にお問い合わせください。

記載例

育児休業等支援コース(育休取得時)詳細

申請事業主: 株式会社 両立商事

<u>I.事</u>	I . 事業主																
1)-1	育児休業制度の)規定年月日	3							2013	年 1	月 1	日				
1)-2	育児のための短	時間勤務制	度の規	見定年月	月日					2013	年 1	月 1	日				
2	② 育 最初に規定した年月日を記入してください。																
	労 ※なお、申記 支制度の利用 きまでの間に (認さい。	開始時点の	りものん	り .てく	ださい	。 <pre>なお、</pre>	そこか	ら由請	日認で	2025	年 1	月 4	В	1 実施要領 育児休業規 (7 7 その他(3 4 D	i達 :内報	3 マニュアル ⑥ イントラネット
					雇	用契約	開始日	を入:	カしてく	ください。	加え	T .					
	象労働者 労働者の同性		复数人と	:なる場合	有	期雇用				日も入							
3	労働者の属性 氏名	: 	Odu	〇美	<u></u> さ		保険者番	1	1224-	123456-	2				Т		
	以 石					TIX	号										
	雇用契約期間	2012 育休復帰支 間の定め	-	4 月 1 日 ~ (ラン作成日における雇用期)				年月日□有■無									
	休業の対象と なった子	氏名 出生日	2025	O山 O介 25 年 4 月 12 日													
	├─── 育児休業取得	の直前に	おいて	在宅	動務し	ている			ロは	い	いえ						
4	育児休業取得						の作成										
)	初回面談の実			202		年		15 E	3								
<u>(5)</u>	│ 育休復帰支援	 ヹ゚゚ゔ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚ゔヽ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	 tづく2		ぎの宝	'協											
	引継を		2月														
6	 休業期間(※連	 続3か月以 ₋	上の育り	児休業	(産後に	 木業の糸	 咚了後引	 き続き	——— 育児休	 業をする	場合に	 には、産	後休	 業を含め連続:	 3か月以 ₋	 上である	 ることが条件))
	i 産前休業期	間 202	5 年	3 月 :	2 日	~	2025	年 4	月12	В							
	ii 産後休業期			4 月 1		~	2025		月 7			1					
	iii 育児休業期	間 202	5 年	6 月	8 日	~	2025	年1	1月30	日		1					
7	育児休業制度 基づき運用し ⁻		労働	協約又	は就	業規則	に基づ	き運用	引してお	3り、その	D対象	となる	労働	者本人の申	出に	■は	い
<支≸																	
	育児休業等に	関する情報公 の申請			式第5号	場合は【 と必要書 と。											
	支給申請	に係る労働	者につい	ハて、両	立支援	等助成:	金(出生)	寺両立	支援コー	-ス(第1和	重))の 🧵	支給を受	受けた。	ことがあるか。		ロは	い・いえ
	対象労働者		支糸	合単価			1			業等に関す		公表加算				支給申	請額
	1	人 ;	<	中小企	業 300	,000	+	⊦		ありの場合 20,000 F					=	3	320,000
	※1事業主当 <i>た</i>	 -り、有期雇用	労働者	1人、無	期雇用党	労働者1ノ	人の計2人	が対象	• 0								

育休復帰支援プラン

計画策定日: 2025年 1月 18日

対象従	業員 氏名		ОЩ О	, , , , ,						
	出産予定日	2025年4月12日								
2 th	産前休業開始日	2日								
予定	育児休業(産後パパ育 休)取得期間	2025年6月8日~2026年11月30日								
	出産日	2025年4月12日								
実績	産前休業開始日		2025年3月2	2日						
大 順	育児休業(産後パパ育休)開始日		2025年6月8	B B						
	育児休業等に関する個別	別の周知状況(義務)	対象従業員に 説明した日	2025年 1月 9日						
	育児休業等に関する意図	向確認(義務)	意向確認日	2025年 1月 12日						
育休取得・職場 復帰に関する 確認事項	職場の状況	土日勤務・夜勤あり)である 事が中心である)								
	対象従業員の状況	役職者 · 有期雇用労働者								
	取組計	画		取組状況						
取組期間		取組内容		確認日						
2025年1月	・対象従業員の業務は 務を洗い出す ・また、職位上位者に 分担させる業務、対象 くことのできる業務に	象従業員の育休中は一	O従業員に広く	2025年2月5日						
2025年1月~ 2025年2月	既存業助成金の対象と ①業務の整理・	を引き継ぐことができ 引き継ぎを行う。 当者の負荷が過重とな なるためには、次の記 引き継ぎに関する措置	きるよう、引き ならないよう、 記載が必要です。 記載が必要です。							
2 2025年3月~ 2025年11月 (休業中)	②育児休業中の 置 休業中の従業員に対しなど の情報提供を継続的に			日本の提供に関する措 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「						

<育休復帰支援プランの作成・実施についての注意事項>

助成金の対象となるには、次の順に実施することが必要です。

取組内容	日付記載欄
①育児休業に係る子の妊娠の事実の報告	
②面談	
③面談内容に基づく育休復帰プランの策定	計画策定日
④プランに基づく業務の整理・棚卸し	取組状況確認日
⑤プランに基づく業務の引継	取組状況確認日
⑥育児休業の開始(又は産前休業・産後休業)	育児休業開始日
⑦育児休業取得者への職場に関する情報提供及び資料の提供	取組状況確認日